

# 国際物流拠点産業集積地域における不動産取得税課税免除

[規定：沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第6条]

国際物流拠点産業集積地域内において、「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を新設し、又は増設した青色申告者について、課税免除の対象となります。

(対象地域：那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市、

うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区))

## 1 対象事業

沖振法施行令第4条の2に規定する「国際物流拠点産業」<sup>(※1)</sup>

- ①道路貨物運送業、②倉庫業、③卸売業、④無店舗小売業<sup>(※2)</sup>、  
⑤機械等修理業<sup>(※3)</sup>、⑥不動産賃貸業<sup>(※4)</sup>、⑦製造業、⑧航空機整備事業

(※1)こん包業は、「2 対象施設の要件 ②」に該当しないため課税免除の対象外

(※2)訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、当該地域において積み込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る

(※3)当該地域において積み込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る

(※4)その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る

## 2 対象施設の要件

- 令和4年8月1日から令和7年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。
- 沖振法第50条に規定する認定事業者が、同法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、対象事業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の適用を受けられる設備で、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」という。)

## 3 課税免除の適用範囲


家屋：対象事業の用に直接供する部分

土地：適用家屋の垂直投影部分(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

- 不動産取得税課税免除申請書(土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- 青色申告者であることを証する書類 → 青色申告の承認申請書等
- 家屋又は土地の登記簿謄本
- 会社の商業登記簿謄本及び定款
- 家屋の建築請負契約書
- 土地の売買契約書
- 対象家屋の建築の着手が確認できる書類(土地の場合) → 着工届等
- 特別償却適用設備であることを明らかにする書類  
→ ・当該実施計画についての県知事名の認定通知及び認定申請書の写し  
・主務大臣の確認を受けたことを証する書類等の写し  
・法人税申告書の別表16(1)、別表16(2)、附表(15)、減価償却明細書  
※特別償却を行っていない場合はその理由書も添付すること。

※(1)は沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック

## ＜ 申請期限 ＞

(法人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間

(個人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで